

かむりの里翔裕園料金表 (短期入所) (事業所番号: 0475200267)
多床室(併設短期Ⅱ)

令和6年8月1日

※下記は1日料金です

介護度	利用料	加算①	加算②	加算③	1日の料金			食費	居住費	
					1割	2割	3割			
要支援1	451単位				466円	932円	1,398円	1,650円	920円	
要支援2	561単位				580円	1,159円	1,739円			
要介護1	603単位	22単位	13単位	89単位	751円	1,502円	2,253円	朝 430円	920円	
要介護2	672単位			99単位	833円	1,665円	2,498円			昼 670円
要介護3	745単位			109単位	919円	1,837円	2,755円	夕 550円		
要介護4	815単位			119単位	1,001円	2,002円	3,003円			
要介護5	884単位			129単位	1,083円	2,165円	3,248円			

合計(1日)		
1割	2割	3割
3,036円	3,502円	3,968円
3,150円	3,729円	4,309円
3,321円	4,072円	4,823円
3,403円	4,235円	5,068円
3,489円	4,407円	5,325円
3,571円	4,572円	5,573円
3,653円	4,735円	5,818円

従来型個室(併設短期Ⅰ)

介護度	利用料	加算①	加算②	加算③	1日の料金			食費	居住費	
					1割	2割	3割			
要支援1	451単位				466円	932円	1,398円	1,650円	1,235円	
要支援2	561単位				580円	1,159円	1,739円			
要介護1	603単位	22単位	13単位	89単位	751円	1,502円	2,253円	朝 430円	1,235円	
要介護2	672単位			99単位	833円	1,665円	2,498円			昼 670円
要介護3	745単位			109単位	919円	1,837円	2,755円	夕 550円		
要介護4	815単位			119単位	1,001円	2,002円	3,003円			
要介護5	884単位			129単位	1,083円	2,165円	3,248円			

合計(1日)		
1割	2割	3割
3,351円	3,817円	4,283円
3,465円	4,044円	4,624円
3,636円	4,387円	5,138円
3,718円	4,550円	5,383円
3,804円	4,722円	5,640円
3,886円	4,887円	5,888円
3,968円	5,050円	6,133円

*利用料は、総単位数×10.33(地域区分)の一割負担となります。

※第1号被保険者(65歳以上)で、一定以上の所得がある方は、利用者負担が2割もしくは3割になります。
負担割合については、各保険者から発行される、「介護保険負担割合証」にて確認させていただきます。

<加算の算定要件>

加算① サービス提供体制強化加算(Ⅰ): 以下のいずれかに該当し、更にサービス向上に資する取り組みを行っている事。

- (1) 介護福祉士80%以上。
- (2) 勤続10年以上の介護福祉士35%以上。

加算② 夜勤職員配置加算(Ⅰ):

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている。

加算③ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ): 総単位数の14.0%

介護職員等の確保に向けて、介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、①介護職員等処遇改善加算②介護職員等特定処遇加算③介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

Ⅰ: 職場環境の改善(職場環境等要件)・賃金体系等の整備及び研修の実施等・資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備、改善後の賃金年額440万円以上が1人以上・職場環境のさらなる改見える化・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。

《その他加算》 下記の算定要件に該当した場合ご負担いただきます。

加算等	算定要件	単位数
送迎加算	送迎を行った場合片道につき（自己負担190円/1割、380円/2割、570円/3割）	184
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風及び特別な場合の検査食）	23
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅介護サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。	90
長期の利用者の基本報酬の適正化	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対し、所定単位数から減算を行う。	30 (減算)

<自費サービスについて>

○テレビ設置料	150円/日 ※その他の電化製品をお持ち込みになり、コンセントをご使用になる際該当する場合がございます ※テレビレンタルは150円/日となります。
---------	---

※ 所得が少ない方の、負担を軽減する制度があります。該当される方は、居住費、食費が、以下の自己負担額でご利用できます。この制度をご利用するには、申請が必要な為、各区役所にお問い合わせください。
それにより発行された介護保険負担限度額認定証を、サービス利用時に提示してください。

第一段階：世帯全員が非課税世帯で、老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受けている方			
多床室	0円	従来型個室	380円
食費		300円	
第二段階：世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方			
多床室	430円	従来型個室	480円
食費		600円	
第三段階①：世帯全員が市町村民税非課税で、第二段階に該当しない方			
多床室	430円	従来型個室	880円
食費		1,000円	
第三段階②：世帯全員が市町村民税非課税で、第二段階に該当しない方			
多床室	430円	従来型個室	880円
食費		1,300円	
第四段階：上記以外の方			
多床室	920円	従来型個室	1,235円
食費		1,650円	